

◎議 事 日 程（第 5 号）

令和 6 年 3 月 22 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 3 号 愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 5 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 6 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8 号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 9 号 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 10 号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 11 号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 12 号 津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 12 議案第 13 号 市道路線の廃止について
- 日程第 13 議案第 14 号 市道路線の認定について
- 日程第 14 議案第 16 号 令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 15 議案第 17 号 令和 5 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 18 号 令和 5 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 19 号 令和 6 年度愛西市一般会計予算
- 日程第 18 議案第 20 号 令和 6 年度愛西市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 21 号 令和 6 年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 22 号 令和 6 年度愛西市介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 23 号 令和 6 年度愛西市水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 24 号 令和 6 年度愛西市下水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 25 号 令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 委員会付託の省略について
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 発議第 1 号 愛西市議会基本条例の一部改正について
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 28 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	杉 本 昌 哉

午前9時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の追加議案について、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

追加議案として議案第25号及び発議第1号が提出されましたので、本日開会前に議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきまして、それぞれ審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（石崎誠子君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、3月14日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第2号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、質疑の後、反対討論、賛成討論もなく、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）のうち当委員会に付託を

受けました部分については、主な質疑で、2款1項14目防犯費で、防犯灯電気料が450万円減額となった理由はとの質問に対し、令和4年度は電気料がかなり高かったため、令和5年度の予算を調整したが、予定していた防犯灯の新設数よりも申請が少なかったことなど、電気料の上がり幅が見込みより少なかったことから減額したとの答弁でした。

4款2項1目ごみ処理費で、消耗品費が920万円減額となった理由はとの質問に対し、入札で想定していた金額よりもごみ袋が安く購入できたため減額したとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論もなく、採決の結果、議案第16号のうち当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、2款総務費では、市有バス運行管理委託事業で運行委託の契約内容は、また乗車人数の基準を見直す考えはとの質問に対し、2台合わせて300回以内で3万4,500キロの契約、乗車人数の基準を下げれば利用回数が増えるため契約変更が必要となる。現状では基準を下げる予定はないとの答弁でした。

4款衛生費で、ごみステーション設置工事で何か所分の予算計上なのか、要望されたもの全てを設置するのかとの質問に対し、例年予算を使い切る状況であり、実際の価格を参考に4件分で想定し積算した。現場を見てパッカー車が入るかななどを考慮し、設置箇所を決めていくとの答弁でした。

10款教育費では、小学校費、中学校費の学校管理費でそれぞれ修繕料が計上されているが、その内容はとの質問に対し、各学校から修繕の要望があった中から令和6年度に実施する主な内容として、永和小学校の自動火災報知設備、佐屋西小学校体育館の雨漏り修繕、八輪小学校の防火扉のラッチ修繕、永和中学校の防排煙制御設備、立田中学校の多目的室の空調修繕、佐屋中学校の東渡り廊下の雨漏り修繕などを計上したとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第19号のうち当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案のとおり可決されました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（原 裕司君）

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、3月15日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第5号：愛西市手数料条例の一部改正については、質疑の後、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第6号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部改正については、質疑の後、採決の結果、議案第6号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第7号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について、主な質疑では、DV等の被害に関連して遺児手当が支給されるわけだが、暴力を受けているとの証明できる書面とはの質疑に対し、裁判所が発行する保護命令決定通知書や警察が発行するストーカー規制法に基づく警告等実施書面などがあるとの答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正については、質疑の後、採決の結果、議案第8号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、主な質疑では、できる規定となることで薬剤師を配置しないことになるが、飲み合わせなど調剤等の責任所在はの質疑に対し、責任は医師となる。今後、患者数の動向により薬剤師の配置も可能なできる規定としたとの答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第9号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正について、主な質疑では、愛西市と比較して近隣自治体の介護給付費の動向と基金の状況はの質疑に対し、近隣自治体の介護給付費は前年度比現状維持や2%ほどの微増となるが、本市では4年度から5年度では約6%増とかなりの伸び率となっている。基金の状況は他の自治体もコロナの影響があり、介護給付費の伸びが少ないことから基金は増額している。この基金の取り崩しながら保険料の緩和をしている状況だとの答弁でした。

質疑の後、採決の結果、議案第10号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、主な質疑では、今回使用料の統一をすることになる。地域により上がる場所もあれば下がる場所もあるが、委員からの主な意見はの質疑に対し、市民からすると集落排水、公共下水道と言われても下水道には変わらない。市は下水が3つに分かれているが、使用料は統一したほうが説明しやすく、使用料を徴収するに当たってもよいとの意見もあったとの答弁でした。

使用料を変更することによって、今後の運営状況はの質疑に対し、これまで毎年基金を取り崩して運営しているが、現状として今回の使用料を改正し、値上げをしても企業会計として運営していける水準ではないとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、議案第11号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第12号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第13号：市道路線の廃止については、質疑、反対討論、賛成討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第14号：市道路線の認定については、質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第16号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）のうち当委員会に付託を受けた部分については、質疑の後、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第17号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、質疑、反対討論、賛成討論もなく、採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第18号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、質疑、反対討論、賛成討論もなく、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算のうち当委員会に付託を受けました部分について、主な質疑では、3款民生費、八開総合福祉センター管理業務については、経緯と今後どのような管理運営が行われるのかの質疑に対し、指定管理制度で運営を行ってきたが、令和5年10月に入浴施設を廃止したことで利用者も減少し、指定管理制度のメリットも薄れた背景がある。八開福祉センターは、社会福社会館部分と老人福祉センター部分、社会福祉協議会の部分となっている。今後は、社会福社会館の申請受付許可や老人福祉センターの利用証の発行については八開支所、施設の利用時の書面の確認や施錠は社会福祉協議会に委託する。施設等に不備や故障が発生した場合には市の職員が確認し、予算措置を取るとの答弁でした。

4款衛生費、産後ケア事業について予算が増額している。利用ニーズの把握はの質疑に対し、9月補正で増額としたが、かなり利用希望者が増えている。これは、核家族化が進む中で親族からの支援が受けづらい状態となっており、6泊7日の上限まで利用の希望が増えているとの答弁でした。

5款労働費、移住・起業支援事業の予算の考えはの質疑に対し、本市の移住・起業支援事業は、首都圏からの移住の条件に加えて地域の中小企業への就業もしくは地域の社会的な起業した者へ100万円と、子供を抱える方に100万円を2名まで支給する事業となっているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第19号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算については、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第20号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第21号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第21号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算については、質疑の後、採決の結果、議案第22号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第23号：令和6年度愛西市水道事業会計予算については、質疑の後、採決結果、議案第23号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算については、質疑の後、採決の結果、議案第24号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第2号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

個人番号利用という点で利便性ということが非常に大きく取り上げられていますけれども、個人番号と言われるマイナンバーは必要とされるという運用も非常に多くなっていますが、このことについては、自己情報コントロール権やプライバシーが守られる権利ということに対して侵す可能性がある内容になっています。この自己情報コントロール権やプライバシーが守られる権利は誰も侵すことができないということであって、今回の問題になっている特定個人情報であれば、なおさらであります。

もともとの法改正では、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報について、現行は法律で別表があって、法律を変更する場合は法律を直していかなければならないのですが、今回の法改正で、別表は省令で変更をすることが可能な、そういう内容の法律の改正になります。

省令の変更が可能ということになれば、知らず知らずの間に、その特定情報や特定個人番号医療事務や利用特定個人情報の拡大がどんどんされていくこと、そういう可能性につながるものであります。

この法改正による今回の条例改正については反対であります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第3号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・議案第3号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第5号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議案第5号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第6号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議案第6号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第7号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第7号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第7号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

支給対象であるDV被害者の定義が拡大されたもので賛成をいたしますが、この条例の運用について一言意見を申し上げたいと思います。

一般質問で、私は、同じ独り親世帯の状況でありながら支援が届いていない格差があることを離婚が未成立の事例で取り上げました。この事例の場合、現在の条例規則でも支給しなければならない事例だと私は考えております。

つまり、1条例2条1項9号に、その他前項に準ずる状況にあると市長が認めた者に、今回の事例、私が一般質問で取り上げた事例は該当しておりますので、3号の離婚を解消したものに準ずる扱いが受けられることになり、規則に示されたとおり裁判所が発行する調停、裁判の書類提出がされれば支給をしなければならない事例と考えております。

特に、母子家庭は5割が貧困と言われており、養育費も2割ぐらいの人しかもらっていないのが現状です。離婚裁判が長引くと弁護士費用もかさみ、養育費も財産分与も諦めてしまうことが多々あります。昨日も、子供がインフルエンザになったけど仕事が休めない、自分がインフルにかかったら確実に休まなければならないので、そのときのために有休は取っておかなければならない、そんな声も聞きました。

しわ寄せは子供が背負います。十分なサービスと経済的支援が必要であり、御本人にはその気がなくても、子供を家に残して仕事に行き、虐待と判断される行為をせざるを得なくなります。子供のためにも、この遺児手当のみならず、他のサービスの見直しも直ちにすることが必

要と考えます。その家庭に寄り添い、その家庭の状況を把握し支援していただきたい。市がこうした支給サービスを悪用する事例を心配していることも理解できますが、2年以内に復縁した場合は返金するルールをつくるなど、全ての子供の育ちに目を向けた運用を提案し、賛成討論いたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第8号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第8号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第9号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

では、議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

私は、平成25年、日永市長が市長になられた頃から、この八開診療所の在り方について議会

でも取り上げてまいりました。直営だからこそできる特徴ある診療所として計画もつくっていきうということになっていました。しかし、今回の改正は利用者が少ないことを理由に、閉鎖に向けての改正にしか思えません。市は、民間圧迫になるから、この八開診療所のことが宣伝できないと答弁されますが、広報「あいさい」などに、八開診療所ではこんな検査ができます。こんな検査後、こうした支援をしています。こんな器械もそろっていますなど、書くことは決して宣伝ではなく、皆様の税金をこのように使っているというお知らせになります。

今後、在宅の高齢者が増えます。市ならではの医療がますます必要になる時期に縮小化していくことは納得がいきませんので、反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改正では、第9条の診療所に診療所長、事務局長、薬剤師、看護師長、看護師、事務職員及びその他の職員を「置く」を「置くことができる」に変更する、いわゆるできる規定に変更するものであります。

ここに、9条に明示されている職員は、基本的に診療所にとって必要な職員であります。今回できる規定にすることで、特に薬剤師を置かない予定であることが分かりました。薬剤師は医師の処方に従って薬を処方するだけではなく、薬剤の量、患者のアレルギー対応、他の薬剤との飲み合わせなどをチェックする役割を持っており、医師が処方できるから必要ないということにはなりません。そうしたチェック、患者の安全、万が一に備えての必要な役割であります。

八開診療所にはおよそ700万円の交付税算定がされており、その分を予算に反映させて薬剤師を雇用することも十分に可能であります。八開診療所は公営公設の診療所として、やはり市民にとって必要な病院であります。その点でも、しっかりとした充実のためにこうした予算を使いながら、薬剤師についても配置をさせていくことを求めて反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例の一部改正の内容は職員配置に関する規定を整理するもので、必要な職員を「置く」という部分を「置くことができる」という内容であります。

現在の診療所の患者数は、新型コロナの影響もあり減少していて、現在も以前の患者数に戻っていない状況であり、経営状況も改善の努力をしているが厳しい状況が続いております。今

回は、薬剤師の仕事を医師が対応してでも運営ができる状況であるとの判断の下、このように進めようとしております。

質疑の中で、患者数の増により患者さんに迷惑が及ぶ状況になれば、薬剤師の配置も再度考へるとの御答弁もあったところであり、今回の条例の一部改正は、現状に合わせた職員配置を可能にするためのものであり、今後の対応についても考えられていると思いますので、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第10号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

毎回、介護、国保、水道・下水道の議案の賛否は、最後の最後まで悩み、結論を出していません。市は健全な財政状況を保つために、そして低所得者の負担を軽くするための負担額の工夫など、頑張っていることは重々承知しています。しかし、市民の方々は、年金の手取り額は上がらず、天引き後、手元に来る金額は年々減っているのが現状で、これで暮らしが成り立つのか、介護保険料を支払うのが精いっぱい、介護サービスを買うお金もない人が出てくるのではないのか、実際にそんな方々にお会いしているのが私の今の現状であります。

たった数千円年金が多いだけで生活保護になれない、そんな生活困窮者の方の相談を受けるケースが多いわけですが、今の制度ではこうした方々を救うことはできません。

よって、市職員の皆様の努力も重々理解していますが、市民の方々の暮らしを考えた場合、この制度は破綻しているとしか私は思えません。こうした地方自治体の声を国に伝えたい、そんな思いで、この議案には反対とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

物価高騰が1号被保険者の方々の負担増となっています。年金から差し引かれることによって実質的な手取りが減少することになります。第8期の3年間では、新型コロナウイルスの影響で給付が少なくなったため、予定の令和2年度末の4億7,274万円の基金残高は令和4年には5億2,000万円に増加をいたしました。令和5年度の補正予算では、さらに1億8,500万円を積み立てる、そういう補正予算も出ているところであります。

準備基金の残高は7億を超えることとなります。この準備基金を全て活用すれば、7億円を対象となる1号被保険者の3年間の被保険者数5万7,000人で割り、そして、それをさらに12か月の12で割ると、1か月当たり1,000円を引き下げる、そういうことを押し下げることができる基金の残高となります。

今こそ負担軽減を図るべきである、そのように考え、今回の負担増となる介護保険条例については反対とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

14番・神田康史議員、どうぞ。

○14番（神田康史君）

議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

高齢化進展による医療費の膨張が懸念されるため、医療と介護を分離するという趣旨の下、この制度は発足しています。今回は3年ごとの保険料改定のため、第9期介護保険事業計画策定の時期に当たります。先般の議案質疑においても、五、六点をポイントを絞り質問させていただきました。例えば、介護保険料は基準値を国が明示し、それに沿って各自治体が独自の裁量で低所得者にも配慮しつつ決めていることが判明いたしました。3年ごとに収支の均衡を図るため、気を配りつつ保険料段階を拡大してきたこと、現行12段階から令和6年、7年、8年の第9期事業計画では15段階へと細分化しようとしているのが今回の条例の改正点の骨子であります。また、負担と給付の公平を図るため、滞納者に対するペナルティーも用意されていることが分かりました。

保険料はおおむね所得を基準に決定し、余剰金が出た場合には特別会計で処理して基金に繰入れをしています。今回の保険料改定でおおむね4.5%程度の上昇となりますが、各被保険者の負担は受忍限度内に収まると考えております。

県・国の指示もあろうかと思いますが、制度の運用、施行は適切・妥当であり、反対すべき点は見当たりません。以上から、この議案第10号を賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第11号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

こちらの賛否にも大変悩み、反対とさせていただきますが、企業会計ということで国が独立採算を指導してくる中、職員の方々が知恵を絞り、八開地区の料金、そして佐織コミュニティ・プラントの不公平な料金体系も改善し、規則以上に市が徴収していた費用も地域に返還されたことは大変評価をしています。

しかし、今回は料金の均衡を図るだけでなく、収益を上げるための値上げも含んでいます。先ほどの討論で申し上げたように、物価高で厳しい生活の中、介護等様々な利用料等が一斉値上げをされているという点で、とても賛成ができません。

また、今後の方針として、立田・八開地区の過疎化が進む地域においても、農業集落排水の統廃合や公共下水道の接続をする方針も答弁の中で示されました。

今後、独立採算にすると3倍近くになる公共下水道料金で、既にこの公共下水道事業は破綻しており、この農業集落地域では人口に見合った規模が保たれる合併浄化槽の処理方法を推進すべきと考えておりますので、今後そういった面におきましても人口等に見合った下水道事業という点について検討をしていただきたいと思います。以上、反対討論です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

上がらない年金、賃金、非正規労働者の増加など、市民の暮らしは一向によくないと実感される方が多い状況の中、今回の愛西市下水道事業会計の利用料の統一を行うための改正ということになりますけれども、公共下水道以外の利用者の半分以上が値上げになる、高いほう

に合わせる、そういう料金の統一となる内容となっています。

まだ令和7年に施行されるということで、令和7年までに時間がありますので、準備基金をしっかりと活用していただく、また激変緩和措置を行っていただく、そして低所得者への減免の検討を行うなど、しっかりと検討していただいて、再度市民の負担の軽減ということを考えていただきたいということを要望させていただきます。

今回の対象の世帯の半数以上が負担増となる今回の条例については、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場から発言いたします。

下水道事業には、良好な環境、快適な暮らしを安定的に提供する取組が必要です。農業集落排水等処理施設のうち、処理場は供用開始から経過年数が20年以上となっている老朽化した施設が多くなっています。さらに、耐用年数が10年から15年の機械及び電気設備が多く設置されているため、今後更新需要が増加します。ちなみに市内には23の処理場があり、経過年数も25年を超えているものもあります。

毎年処理施設の整備費、約2億円の支出に伴い、約1億6,000万の基金を取り崩し補填しています。このままでは令和7年に基金が枯渇する見込みです。近い将来、処理施設の統廃合により施設数の減少を図り、維持管理費の削減に努めなければなりません。長期的な視点からも下水道施設を効率的に更新し、健全な状態を維持していくためには、その財源が必要となります。

経費削減などの取組を実施していくとともに、公平性の観点から格差是正を目指し、下水道使用料を適正価格に改正して経営基盤の強化・確立を図らなければなりません。本市にとって新たに持続可能な下水道事業を伸展させる第一歩です。市におかれましては、市民の目線にとって良好な環境、快適な暮らしを安定的に提供する下水道の実現を目指すたゆまぬ努力をお願いし、本議案に賛成します。

○議長（杉村義仁君）

次に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例の一部改正は、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業及び地域し尿処理施設の下水道使用料の統一であります。今年度に愛西市下水道使用料等検討委員会を設置し、学識者、各種団体代表者及び区域内使用者の11名により下水道使用料等の改正に関するこ

とを慎重に審議を重ねていただき、答申されたことを評価しております。

農業集落排水事業の経緯は、早いところで平成8年度に供用開始され、施設の過半数が20年以上経過し、老朽化が進んでいます。人口減少に伴う収入減少が見込まれる中、老朽化施設の改築、更新、あるいは災害対策の対応は急務となると考えております。

使用料に関しては、佐屋、立田、八開地区の基本使用料及び算定方法が異なり、格差が解消されていない状況です。佐織区域の地域し尿処理場施設の3団体においても同様なことが言えます。

地方自治法第244条、公の施設第3項では、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することによって不当な差別的取扱いをしてはならないと定められています。公平性の観点から優先的に使用料の統一を目指したところは理解できます。

一般質問で基金の状況についてお伺いしたところ、これまでの使用料は整備費を賄えないことから毎年基金を取り崩し、令和7年度には枯渇する厳しい状況であることが分かりました。

また、立田地区の基金を佐屋、八開区域に活用されていたことは、合併時に持ち寄った基金額と使用料の格差によるものだと推察いたします。

本市の下水道事業は、令和元年度に地方公営企業会計へ移行したことで、本来料金収入を主な財源として独立採算の原則により特定の事業を経理するものですが、一般会計からの繰入れと基金の取崩しによって補填している状況であります。

長期的な観点からも下水道施設を効率的に更新し、健全な状況を維持していくためには、その財源である使用料の値上げは必要であると考えます。これらの取組として市民への周知については、今年度対象区域への広報「あいさい」9月号、2月号と同時に、下水道使用料の見直しを検討していますのチラシが配布されました。使用料の値上げは市民生活に影響を及ぼすので、使用者の方に対して今後も丁寧な周知に努めていただきたいと思います。

下水道事業の広域化、共同化計画に基づき、早期に農業集落排水施設等を公共下水道へ接続し、施設の統廃合を進める維持管理費の削減を図り、次回の使用料値上げの抑制に努めてください。

そして、今回の使用料改正には公共下水道事業は含まれておりませんが、公平性の観点から、将来的には下水道事業全体としての使用料の統一を目指していただきたいと思います。

以上のことをお願いし、賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定といたします。

◎日程第11・議案第12号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について、反対討論を行います。

今回は、はしご自動車を津島市と共同で購入及び維持管理を進めるための協約の協議であります。今回の提案に関して、購入費用の負担については具体的に示されていますが、それ以外のことに関しては、今回示された協約の案の中には示されていません。共同で購入、維持管理をするに当たっては、やはり肝腎なのは本市の消防力が十分に維持確保できるかどうかの検討が必要であります。

今回の提案には、こうした具体的な配置の課題、運用の問題、また現在のように木曾川等での水難救助等に十分な機能を発揮できるかなど、本市の消防力の維持確保ができるかがいまだ未知数であります。

現在の段階での協約の提案には反対をいたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について、賛成討論させていただきます。

この議案は、高額なはしご車を共同購入、管理するための協約であります。両市にとって比較的出場回数が少ない高層階での火災等のためのものであり、費用等も案分して負担することができ、双方にとってメリットのある協約であります。

費用案分につきましても、均等割、面積割、高層建築物の数に応じて案分するようになっており、妥当性もあると考えます。

また、火災対応やはしご車の操縦方法など、各消防ごとにルールや取扱いが異なることもあるでしょう。共同で訓練すること、そして手順等の統一化は、両市の消防にとって非常に大切なことであると考えます。

手順や意識の統一は、簡単なようで非常に難しい問題であります。今回の協約は、消防の広域化に主目的があるわけではありませんけれども、災害の広域化に対応するかのようにならざるを得ない消防力の広域化も求められております。この協約は非常に大切な一歩になると考えております。

また、消防はしご車の配置におきましても、愛西市、津島市どちらの消防に置いたとしても、この愛西市にとっては地理的条件は全然問題ないかなというふうに思います。津島市消防も最初全体を考えたときの中心部にありますので、どちらに対してもメリットがあるかなというふうに考えております。

以上のことから、議案第12号につきまして賛成の立場で討論させていただきます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、14番・神田康史議員、どうぞ。

○14番（神田康史君）

議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について、賛成の立場で討論いたします。

津島市と愛西市が相互に連携し、それぞれの区域における消防力の向上を図ることが目的であります。この消防力の向上は、私見ではありますが、火災、救難に際し早期対応、つまり早期に現場に駆けつけることができるということ、これを一応点在型と私は名づけましたけれども、それからもう一つ、大規模火災、ビル火災に際し、高機能設備を用いて火災や救難及び延焼・類焼防止のための効率的な対応をさらに迅速に行うことができる。これを私は集中型と名づけましたけど、仮に名づけておりますが、この上記に当たると、この1、2に当たると考えております。

高機能設備は多数所有は無理でありますので、必然的に集中型となります。点在型、集中型、いずれにしても消防力向上の捉え方によっては正しい回答と言えらると思います。点在型は、要するに早期に現場に行ける、早く行けるということ。集中型、若干遅れても到着後の効率的な対応が迅速かつ有効であるということ。いずれも理のある考え方と思います。

今回は、私が名づけた集中型、つまり高機能設備、要ははしご車の配備のことですが、これをまず考えていると私は理解しました。

ところで、購入費用については、先ほど中村議員が言われたように50%を愛西市と津島市が1対1の割合でも持つ。25%、残りの4分の1を面積比、愛西市の場合が61.68平方キロメートル、津島の場合は29.09平方キロメートルです。つまり、2.66対1の割合で持つということ。最後に、4分の1、25%は、中村議員が言われたように15メートル以上のいわゆる高いビルの点在する数によって比例案分するという、これは理があることであろうと思います。

また、維持管理費については別途協議となっております。当然、どこに置くか今の段階では未定なわけですから、当然の帰結であろうというふうに思います。

ところで、この議案の成就には意思決定がとても重要であるというふうに考えます。意思決定の方法には、トップダウン方式とボトムアップ方式があると思います。トップダウン方式、ここでいうのは首長同士の話し合いといいますか、理解と共感というふうに私は捉えております。ボトムアップ方式というのは、津島市の職員、消防署員ですね、愛西市の職員のブレインストーミングと情報交換というふうに思っております。

この意思決定、トップダウンにしるボトムアップにしる、これには十分な論議と根回しが必要であります。この議案に対し、もっと早期に煮詰めて提案すべきではないかという意見も聞いております。しかし、この議案は、言わば総論であります。考え方の中身と道筋がほぼ理解できた今、若干課題はありますが、それも見えてきております。目標は令和7年にいわゆる施行するわけですから、まだ1年十分あります。

結論として、この案は消防力向上に資する策として賛成するものであります。中村議員が言われたように、これは消防の広域化、高機能車両及び職員の適正配置、それを海部地区全体を見据えて対応していくという形の第一歩であるというふうに考えております。以上、賛成討論を終わります。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について、賛成の立場で討論を行います。

はしご車の共同購入については、財政的に効果がある津島市との共同購入、運用の検討を進めていただきたいと以前からお伝えしてきました。市長からも就任以来、車両購入を含め消防の広域化はすべきであるとの考えとお聞きしてきましたが、またそれぞれ違う消防の組織体制や市町村長との温度差があり、なかなか前に進むことはできないが、できるところから進めていくよう努力していきたいとも話されていましたが、今回ははしご車の共同購入に関しては津島市と連携することになり、一歩前に進めたのではないかと思います。

建設福祉委員会では、車両の配置によっては消防力の低下にならないかの質問に対し、低下にはならないと答えられましたが、今後は課題等はあると思えますけれども、消防車や救急車の現場到着時間の短縮など多くのメリットが期待できる消防の広域化についても前に進めていただき、さらなる消防力の向上と市民の命を守る消防行政にさせていただくことをお願いしまして賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第13号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第13号：市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。  
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第14号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第13・議案第14号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第16号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・議案第16号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）を議題とし、  
討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第17号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第15・議案第17号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第18号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・議案第18号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時45分といたします。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第19号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

反対の理由は3点あります。

1点目ですが、令和6年度一般会計予算総額274億1,000万円のうち、当初予算主要施策に書かれている23項目、総額28億5,300万円について説明を受けましたが、そのうち道の駅再整備周辺整備事業に18億2,500万円の投資が含まれ、主要施策のうち64%を占めており、賛成できません。このお金があれば、道路整備、緊急時の避難所の整備が可能です。道の駅の拡張と川を挟んで両側に都市公園を2か所も造るよりも住民の命を守る政策を優先すべきです。

2点目ですが、道の駅再整備に18億2,500万円もの無駄な投資をしている一方で、高齢者から緊急通報システムを有料化し、月500円を徴収するなど、命を金で買えという政策には反対します。周辺の市町村でも無料化、所得制限で実質無料となっております。年金で苦しい生活をしている高齢者300人に負担させる愛西市独自の政策は納得できません。

3点目ですが、以前から指摘しているように、新耐震設計で建設された元立田社会福祉会館はまだ新しい建物であり、減価償却も終わっていない住民の大事な資産を多額の税金で安易に撤去する政策には反対します。撤去費5,634万2,000円ものお金をかけて住民には何のメリットもありません。

以上、3点の理由により議案第19号、愛西市一般会計予算に反対します。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

ごみ出し困難者への新たなサービスをはじめ新しい取組もあり、評価できる事業もたくさんあります。しかし、その反面、市民の生活は格差が広がり、困窮する方々への支援が不十分な中、道の駅関連事業に総額49億円もかけ、今後、年間約1億円もの支出が発生するであろう事業には賛成できません。

この予算案について、もろもろ課題と提案について少し述べさせていただきますが、経済建設関係につきましても、物価高でありながら野菜の価格はそれほど上がらず、一方、肥料や機材が高騰し、とても採算が合わず、最近も若手が離農していることは御存じでしょうか。農家の高齢化が進み、道の駅に多種多様な地元産の野菜を並べることができるのでしょうか。農業に関することはJAに聞いてくださいと、JA任せで農村維持に力を注がなければならないときに、この道の駅に49億円も導入すべきではありません。

また、道の駅のアドバイザリー契約で令和5年度にパシフィックコンサルタンツと2,750万円の随意契約をしています。これほど高額な随意契約は、この愛西市の規則の中では認めることができない事例ではないでしょうか。この会社は令和4年度に官製談合で逮捕者も出ている会社であり、愛西市契約規則で通常50万円までしか正当な理由がなければ随意契約は認められないはずですので、監査委員会においてはしっかりと調査をしていただきたいと思います。

また、子育て関係について、一般質問で子供の暮らしの格差について質問いたしました。繰

り返しの発言になりますが、独り親世帯の実態がありながら支援が受けられず、生活に困窮する事例が発生し、運用の改善を求めてきております。特に、子供を一人家に残して出かけることのないよう、児童クラブの無償化、そして多子世帯への児童クラブの2人目から半額にするなど、既に他の自治体では実施がされておりますので、そうした検討も直ちにさせていただきたいと思っております。こうした方々の中には、物価高騰対応事業の子供加算1人5万円の加算も受けられない、そんな家庭も出てきていることをしっかりと見ていただきたいと思います。

また、給食・医療費の無償化に対して反対するわけではませんが、生活困窮世帯はもともと給食も医療費も無償です。全員に無償化を進めるならば、生活困窮世帯に新たな支援をしなければ格差が広がるばかりです。こうした意味で就学支援も含めて生活困窮支援のサービスの拡大を求めます。

今年から4月から中学生の制服が新しくなりました。今までお下がりで頂いていたものが頂けない、そんな現実もあります。そういった方々に対しては、中学への進学時、小学校の入学時、そんなときに新たな支援の仕組みをつくるべきと考えております。

次に、市民協働の在り方、高齢者福祉も交えて少しお話をさせていただきたいと思っております。

今からNPOという言葉を使いますが、これはNPO法人ではなく広域の意味での市民団体全体を意味しますので、少しお聞きいただきたいと思います。

高齢福祉に関しては、民間施設のヘルパー不足が大変深刻な状況で、これから高齢者の家計の状況から在宅介護が増えてまいります。そうした中で基準時間ですね、介護サービスの基準時間ではサービスが不足し、とても生活が成り立たない、そんな事例が稲沢市ではもう既に出てきておまして、そこにNPO活動に頼らざるを得ない実態が稲沢市のほうではもう既に出てきております。

愛西市でも住民主体サービスが早くから進められておりますが、たくさんのNPOが生まれました。しかし、補助金をいただいているからといっても、これら組織は市の仕事の下請ではありません。NPO活動とは何なのか、職員が理解した上で対等な立場で共に仕組みをつくっていかなければ、今まで老人会や婦人会も幾つか解散をしてきておりますが、そんな道を歩むのではないかと懸念しております。団体数を増やすだけでなく、自立した活動ができるNPOが育つような、そんな支援、運用の仕方、取組をぜひお願いしたいと思います。

市民活動支援公募事業については本会議の中でも質問いたしました。この公募のときに専門、NPOに関しての知識のある専門家が含まれていないということは大変問題であります。市がどんな団体が育つことを目指しているのでしょうか。無償で活動してくれる市の下請団体をつくるためのものであってはなりません。法の狭間で救われない方々の支援をしたり、市にはできない調査をしたり、持続可能な活動をつくり上げ、行政のパートナーをつくるのが目的ではないでしょうか。

少子高齢化の中、さらにNPOとの協働が重要になります。介護系、子育て系、社会福祉系などで様々なNPOが補助・委託事業をしています。福祉系の委託事業等は建設系の委託事業とは違い、協働しながら課題を見つけ解決していく、そんな関係が重要だと私は考えています。

もちろん、公金が適切に使われているかのチェックは重要ですが、過度な報告書を求めていることはないでしょうか。事業目的達成のために、共に悩み、解決する協働の関係ができているのでしょうか。市全体として、この市民との協働の在り方についてはさらなる言及をし、改善の努力をしていただきたいと思います。

また、シルバー人材センターや社会福祉協議会もNPOの一つです。これら団体への支出も他のNPOの方々に説明責任が果たせる契約であることを求めます。

また今後、福祉全般について重層型支援の準備が始まります。社会福祉協議会には、ここ数年たくさんの事業が依頼されてきております。しかし、この重層型支援におきましては外部の団体に丸投げするのではなく、市がしっかりと現場を知っていないと市独自の新たな仕組みづくりをすることはできません。そういった意味で、今社会福祉協議会もたくさんの事業を抱え、資格はあるけれども経験年数が少ない職員で大変苦勞している状況であり、また給与の体系も市職員と変わりませんので、同等の基準で社会福祉協議会の職員には給与が支払われていることから、やはりきちんと市で職員を雇用し、この重層型支援の仕組みをつくり上げていただきたいと思います。

こういった現場が分からなければ予算にも反映せず、いろんな様々な制度の改正もできませんので、その点は強く訴えたいと思います。

それから1点、愛西市では公共施設から出るごみは施設ごみ処理費として、平成26年から廃棄物処理法上、環境事務組合に持ち込めないということで別途予算が取られています。しかし、この事務組合に持ち込んでいる構成自治体の中では環境事務組合に持ち込んでいる事例があるんだという、そんな情報も届いております。事実であれば愛西市は大変な損失を受けているわけですので、しっかりとその辺、再度調査を求めます。

あと、教育に関してです。

学校の統廃合が進みつつあります。昨日も飛島の学校の視察に行つてまいりました。今の教育は大きく変わり、複数のクラスが一緒に学んだり、異年齢、1年生と2年生と一緒に学んだり、そんな授業が行われる、そんな時代になっています。そうであるならば、新たな教育に対応するために改築にとらわれず、古い校舎については新築の学校を造るなど、そういった考え方もしていくべきだと考えております。そういった面で、子供の教育をしっかりと先を見据えた取組をお願いしたいと思います。

たくさん申し上げましたが、全体的に申し上げれば、市民の暮らし、お給料等が上がっているのは大企業のみ、いまだに厳しい状況にあります。そういった中で、総事業費49億円もかけて道の駅を造り、そして毎年毎年多額の維持管理費がかかる、この道の駅の計画には賛成できません。こんなお金があるならば、困っている子供たち、困っている市民の方々に使っていただきたい、そんな思いで反対といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算に対して反対討論を行います。

令和6年度一般会計予算に関しては、新事業として中学校の給食無償化事業、それから中学校体育館空調設備の設置工事、ごみ出し困難者の戸別収集事業、さらには高齢者タクシー料金助成事業の改善などが含まれています。中学校の給食の無償化は、言わば義務教育の給食は義務教育の一環として、本来小・中学校を含めて無償化すべきであり、私たちも求めてきました。これが一部中学校だけでも実現できたことは、大変すばらしいことだと思います。

また、長年高齢者福祉タクシーの料金助成についても改善を求めてきましたが、ようやく一定の成果を見ることができたのはよかったのではないかと思います。

ただ、今回の予算においても問題点は幾つかあります。

1つは、先ほどからも出ていますが、道の駅再整備周辺事業であります。総額49億円を超えるこの事業に関しては、先ほどもありましたけれども、事業選定アドバイザー業務などでもやはり問題もあり、さらにこの高額な事業を進めるのではなくて、一方で今年度も精神障害者3級手帳保持者への医療給付を全疾病から精神科に関わるものみに縮小する。さらには高齢者の見守り事業についても有料化をするなど市民への負担を強めていることがあります。

また、健康保険証のマイナンバー事業についても健康保険証の廃止を含めた事業推進については、やはり問題があると考えています。

現在、学校統廃合、学校の適正化については基本計画が今後発表され、さらに進めることになると思いますが、やはりこうした教育現場においても統廃合を待つのではなく、やはり必要などころからしっかりと学校の校舎等を修繕していくところも含めて、そうしたところにお金を使っていく、また市民生活を支援していくために財政を使っていくことに注力すべきだというふうに考えます。

以上の点から、議案第19号については反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算、賛成の立場から発言いたします。

令和6年度当初予算につきましては、一般会計で274億1,000万円、令和5年度当初予算に対して9.8%の増となり、本市が誕生した平成17年度以降で過去最高の予算規模になっています。市の財政状況を見ますと、税収については全国的に働く世代の人口減少が見込まれることから、本市においても大きな税収は期待できません。令和6年度当初予算の自主財源比率は39.7%になっています。

こうした中、歳出では10年、20年後の愛西市を見据えた事業を実施するため、国・県支出金や市債を最大限活用した予算編成を行っています。

一方、社会保障関係経費である扶助費や特別会計への繰出金は年々増加を続け、令和6年度当初予算では過去最大の約104億円となり、予算全体の3分の1を占めています。こうした経

費は今後も増加の一途が見込まれており、市負担分に対する財源対策は必要となります。

令和6年度当初予算の主な内容では、まず市全体の防災力を高めるために県のゼロメートル地帯広域防災拠点を活用した救助避難訓練を行います。また、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織が行う防災訓練や資機材の購入に対して支援を行っていきます。

ハード面の対策として、国の木曾川福原地区河川防災ステーションの整備に合わせ、福原水防センターを建築するための実施設計を行います。

また、少子化対策として子育て世帯の経済負担の軽減を図るため、令和6年度からは市独自事業として近隣市に先駆け、特に学費の負担が大きい時期となる愛西市立の中学校に通う生徒への給食費補助を拡充し、無償化いたします。

なお、保育園などに通う幼児の副食代に対する補助や愛西市立の小学校に通う児童の給食費に対する補助については継続して実施されます。

市民の皆様がいつまでも健やかで心豊かに暮らしていくことが将来の不安を解消し、健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現する上で重要になります。

今回、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例が増加していることから、令和6年度はごみ出しが困難な家庭を対象に、家庭ごみを戸別収集する事業に試行的に取り組みます。本市は令和7年度に市制施行20周年を迎えるほか、道の駅と都市公園のグランドオープン、アジア・アジアパラ競技大会の競技実施、南部地区工業団地計画など様々なプロジェクトが起動しています。これらの魅力、地域資源を一元化し、相乗効果を発揮するよう、広報とシティプロモーションの業務をさらに推進するため、令和6年度当初予算施策の中でシティプロモーション課が新設されました。

昨年、9月定例議会の一般質問でシティプロモーション課の設置を提案いたしました。当初予算の中で実現できたことは高く評価するとともに、市の認知度向上及び地域の活性化、さらに自主財源の確保とその取組に期待をします。

令和6年度当初予算の概略を紹介しました。その予算編成においては、安全・安心のまち、子育て世代に優しいまち、生涯生き生きと暮らせるまち、活力のある快適なまちなど、10年後、20年後先を見据えた予算編成と認め、本議案に賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算について、賛成討論いたします。

この令和6年度予算は、医療・福祉など憲法が保障します健康で文化的な最低限の生活を維持するための予算から、愛西市を発展させる投資的経費まで含まれた過去最大規模の充実した予算でございます。また、来年度はシティプロモーション課の設置やDX室の設置など組織再編も行われ、新たな取組も実施されます。

教育分野では、中学校体育館へのエアコンの設置、中学給食費の無償化、水泳指導の外部委託、産業振興では、企業誘致の推進、農産物輸出の取組、佐屋駅・藤浪駅の整備、道の駅のリ

ニューアル工事、インクルーシブ遊具も設置される都市公園の整備、土木事業では、防災道路やかねてより課題になっていた町方地区の交通安全対策など、市民の安全・安心を守る予算も組み込まれております。

子育て支援では、副食費の補助や出産応援給付金の支給、愛西市独自の1歳児への給付金や新たに設置される子ども家庭センター事業、そして市民に人気のある産後ケアのための予算なども盛り込まれております。

福祉の面では、重層的支援事業やごみ出し困難世帯に対する戸別回収の実施など、多くの新規事業に加え、従来からのフレイル予防事業や健康づくり事業にもしっかりと予算を手当てしています。

能登半島地震では、我々の防災に対する危機感も非常に高まってまいりました。防災力の向上は喫緊の課題であります。県のほうにはゼロメートル地帯広域防災活動拠点を設置していただきました。この愛西市も福原地区にも水防センターを設置、そして、中学校体育館へのエアコンの設置はさらなる防災力の向上にとって大きな一歩でございます。また、一宮西港道路の計画が進めば、この地区の防災力がさらに進むことを期待しているところです。

そして、発災後3日の生き延びるための事業として食料の備蓄は非常に大事になってきます。飲料水、保存食、トイレの凝固剤、生理用品など備蓄品まだまだ数は足りていませんけれども、確実に備蓄量を増やしていただいております。

そして、自主防災会活動支援事業や避難行動要支援者対策事業など、地域の防災力を上げる取組もこの予算には含まれております。

このように多くの人を救う事業が含まれる予算について反対など到底考えることはできません。もちろんこの予算はあくまで予算ですので、執行段階においてしっかりと見積りや入札、プロポーザルなど経費節減や、そして重要なのは効果の最大化、こういったことをしっかりと執行部には求め、我々議会はこの予算を可決させ、執行部には市民の皆様が安心して生活していただくため、しっかりと確実に執行していただくことをお願い申し上げて、賛成の立場で討論いたします。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和6年度の当初予算は、一般会計274億1,000万円で過去最高の規模となりましたが、財源不足を補うために財政調整基金を16億2,817万円と大きく取り崩すことになりました。令和元年度末に約63億円あった財政調整基金は、令和6年度末残高見込額は37億3,349万6,403円となり、目標額70億円に対して約53%となる見込みです。基金には限りがあるので、今後は財政調整基金に頼らない予算編成も目指していただきたいと思います。

令和6年度一般会計予算においては、全ての事務事業の目的、必要性を検証された各事業等に取り組んでいくことには賛成いたしますが、今議会の一般質問で取り上げました公共施設等

総合管理計画に基づいた公共施設等の総量縮減、統廃合・集約などに取り組み、愛西市に見合う施設規模にしながら、さらなる行政サービスを維持向上していただくことをお願いいたします。

また、今後、慢性的に効果が上がらない事務事業の見直し等にも取り組み、財政調整基金やその他特定目的基金の取崩しを最小限に抑えるためにも徹底した歳出の削減に努めていただきたいと思います。

先ほど各事業に賛成と述べましたが、1点意見を述べさせていただきます。

令和6年度継続事業であります高齢者福祉タクシー料金助成事業についてですが、私は以前から利用拡大を求めてきました。令和6年度からは公共施設や医療機関に限られていた利用範囲は拡大となりましたが、日常生活圏から離れた地域は利用できず、その影響を受ける方は39名もいると委員会でお聞きしました。その影響を受ける方からは、市外の医療機関への利用は今までどおり認めてくれないのか。薬は本人が医療機関へ行かなければ診察も受けられず、もらえませんか、日常生活圏は誰が決めるのですかなど、対象から外れてしまい困っているとお聞きします。市民、利用者の声をないがしろにすることはあってはならないと思いますし、制度変更の案内を事業開始1か月前に送られてきても理解は得られないと思います。

今後は十分な周知期間を設けるなど、市民の理解を得ながら進めていくことをお願いするとともに、誰一人取り残すことなく安心して生活ができ、再度行政サービスの向上を図っていただくことを求め、賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第20号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

介護、国保など様々な値上げがあり、同じような答弁になってしまって大変恐縮ではありますが、市が健全な財政状況を保つために低所得者の負担を軽減する努力、そういった努力もされていることは重々分かっております。しかし、同時期に国保も介護も下水道もと値上げされるのは、市民の方々の暮らしを考えた場合、到底許すことができません。

物価が上がっても年金が増えない、中小企業で働き給料も上がらない、そんな方々がまだまだ多いのが現状であります。そんな状況の中で値上げは賛成できませんので、この国保の次年度予算については反対といたします。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

では、議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論します。

昨年の12月議会では市民の負担増となる保険税の値上げに反対をいたしました。3つの反対の理由として、1つ、多人数世帯の重税となる。低所得者への重税となる。重税によって収納率が悪化するという、そういう反対の理由と、また3つの負担の軽減を提案しましたが、18歳未満の均等割の減免、低所得者への市独自の減免、執行停止による被保険者の軽減などを求めました。

本予算では保険税収が8,205万円増税される、税収が上がるということであります。1世帯に割ると1万1,000円増税になります。増税の予算というのは反対です。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

**○13番（近藤 武君）**

議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、ほかの医療制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度であります。その事業として、疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的としております。

国では全ての世代で広く安心を与えていく全世帯対応型の社会保障の構築を目指しているところで、県や各市町村はそれぞれの役割を現在担っております。

本市においては令和3年に資産割を廃止する改正がありましたが、全体の税額の変更を行わず、基金を取り崩しながら保険料をでき得る限り低く設定してきましたが、令和5年度中に基金を使い切り、一般財源から一時的に繰入れをすることとなりました。

令和5年12月議会では税率改正の条例案も可決しております。令和6年度は税率改正後の特別会計予算となりますが、現在の事業に影響が出ないように計上されているものと考えております。

また、一般財源からの繰入れに頼ることなく保険料金の激変化を起こさないよう努力してい

くとの市の姿勢も質疑の中で示されております。

今後、税率が上がり保険料が上がることに関して、加入者の方には非常に心苦しい状況ではありますが、持続可能な国保会計を構築していただくことをお願いし、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第21号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第21号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第21号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算に対して反対討論を行います。

6年度に対しては、6・7年度の後期高齢者医療の保険料が所得割率で9.57%、加重1.1%、均等割額が4万9,398円から5万3,438円へと引き上げられました。これは県の連合会のほうで決められたために、愛西市については直接関係はありませんが、市民にとっては大変大きな引上げになります。一昨年10月には窓口負担が2割に倍化しました。物価高騰と、そして高騰分にはるかに及ばない額しか上がらない年金の状況の下で後期高齢者の負担は増え、生活はますます苦しくなっている現状があります。

こうした中で、後期高齢者医療制度では、医療費が伸びれば被保険者の負担の引上げにつながっている今の体制は、制度は非常に問題があります。既に高齢者の負担は限界であり、やはり国や県の公費負担割合を引き上げるなど、被保険者の負担を少しでも引き下げていくようなことが必要になっています。

愛西市も県に対してはぜひともそうした不備点を上げ、利用者の負担を少しでも引き下げていくために努力していただきたいと思っております。

以上の点で、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第22号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

本当に職員の方々がこれから高齢者が増える中で、どのようにこの介護特別会計を維持するのかということで知恵を絞られたということは大変理解ができています。しかし、やはり市民の方々の暮らしの現状を考えたときに、この今の介護制度では高齢者を守ることができない、それが現状ではないかというふうに思っております。

また、この介護保険のみならず年金額が増えない方々に、利用料が増え負担が増えるような、こんな改正はととても許すことができません。

今後ですが、さらに市のほうに努力いただきたいのは、やっぱり介護予防をどうしていくのか、少しでも介護サービスを使わずに過ごせるような、そんな生活をどうして維持していくのか、そこをやはり共に知恵を絞っていきたい。そして、一般会計でできるような事業は、いろんな介護予防の事業があると思いますが、できるだけ一般会計のほうに回しながら、この介護保険特別会計の収支の合わせる工夫をぜひしていただきたいというふうに考えております。

以上、知のプロ、そういったところは重々承知しておりますが、市民の生活の現状から考え、この介護保険料値上げを基にしたこの予算については賛成ができません。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

本議会で上程されている第9期の介護保険料は、市民の負担の増加になると反対をしたところであります。その負担増の条例による予算化に今回の予算にはなりません。

介護保険事業について、介護保険料は5,600万円の増となりますが、この5,600万円を1号被保険者1人当たりで割り返すと3,000円の値上げになります。例えば、高齢者の2人世帯で国税の増税分と合わせると1万7,000円の値上げ、負担増となる状況になります。

まだまだ物価高騰の中、高齢者の方々の負担軽減をやはりしていくことが重要であります。今回の介護保険料の負担増となる予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

議案第10号の愛西市介護保険条例の一部改正により、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、税率改正の初年度の介護保険特別会計予算となります。介護保険料の設定については、基金を最大限に活用して市独自で低所得者への配慮をしながら基準額の上昇もできる限り抑えられたものになっていると考えております。事業内容については、現在行っている事業の中で、でき得る限り対応しながら進めているのではないかと考えております。

令和6年度から始まる第9期介護保険事業の期間中、介護保険を利用する方々のますますの増加が予想される状況でもあります。事業を行っていく財源には限りはありますが、皆様に喜んでいただけるような介護保険事業となるよう進めていただくことをお願いし、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第23号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・議案第23号：令和6年度愛西市水道事業会計予算を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第22・議案第24号（討論・採決）

### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○7番（吉川三津子君）

議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算について、反対の立場で討論いたします。

議会の中では企業会計ということで、終始これから独立採算を目指して収支のほうも大変工夫をされ、低所得者への配慮というところもかなり進んできたことは大変評価しております。

何度も何度も申し上げておりますが、この愛西市は少子高齢化が県下でもトップクラスの勢いで進む中、この公共下水道事業をこのまま進めてよいのかということを私は常々思っております。今後、独立採算にすると3倍近い下水道料金になる現実離れした状況に既に陥っているのが状況です。

そして、農業集落排水についても今後公共下水道につないで、さらにこの公共下水を維持していくのかというのは大変大きな問題で、以前も津島市の事例を取り上げましたが、今後縮小していただくということを見越して工事を少し遅らせて進めるとか、そんな工夫もしてきたわけであります。

そういった面で、国も一時期縮小を求めるような計画をつくれということの指示が出ていたと思いますが、今後を見据えて、この長いスパンで今の子供たちが大人になったときに、このまま公共下水道の維持をしていいのか、その辺の計画をしっかりと立てるべきであると思っております。そういった面で、今回の予算の審議の中の答弁では、そういった方針等が全く見えないのが状況であると思っております。

先ほどから申しておりますが、努力は十分分かっております。そうした中で、私は一貫して、もう合併前から、この公共下水道が大変市の財政において大きなお荷物になるということを立田村議会のときから言っていました。そういった状況で、合併していいのかということも立田村議会で言っていました。

そういった意味で、この先をしっかりと見据えたこの公共下水道計画をしていただきたいということで、もともとこの公共下水道事業には反対しておりますし、この農業集落排水についても、見直しは公共下水ではなく合併浄化槽として人口に見合った規模の公共下水道を目指すべ

きと考えておりますので、次年度予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算に対して反対討論を行います。

今回の下水道事業予算に関しては、1つは先ほどもありましたが、地域の農業集落排水等の利用料の改定で、この時期において2割以上の負担を大幅な値上げをすることに関しては、やはり容認できないという問題があります。

もう一つは、下水道汚水処理構想の中でも見直しの中で、一部愛西市においても公共下水道の縮小が見られました。しかし、その一方で、今整備が進んでいる中でも残念ながら接続率がやはりなかなか上がらないような状況に今後もなっていくことも予想されます。

そもそも私たちも日本共産党は、公共下水道整備に関しては当初から反対をしましてまいりました。合併浄化槽や、あるいは住民の集中しているところに対してはコミュニティ・プラントなどでやっていくべきだということも求めてまいりましたが、今回の今の公共下水の整備の中で、やはり懸念したことが今後大きく出てくるのではないかというふうに思います。

今後、収支を均衡させるという中で、そのまま市民に下水道料金を引き上げていくというような状況が生まれれば、やはり大変大きな問題となってまいります。そうした点も含めて、今の下水道の進め方に関しては賛成できません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算について、反対の討論をいたします。

今回の予算においては、来年、令和7年からの値上げのためのシステム改修の費用が計上されています。来年度、令和7年度から行われる値上げについては反対ですので、そのシステム改修を含む予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第25号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第23・議案第25号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第25号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

この補正予算は、現在故障中の佐屋老人福祉センター北館の全館的な空調設備について、早急な更新に迅速に対応するための予算について編成をいたしました。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,399万1,000円を追加し、総額を274億3,399万1,000円とするものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入につきまして、本補正予算の財源として19款繰入金、2項基金繰入金、3目公共事業整備基金繰入金で2,399万1,000円を計上しております。

歳入については以上でございます。

歳出につきましては、保険福祉部長より御説明申し上げます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、歳出につきまして御説明申し上げます。

補正予算書8ページ、9ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費で、佐屋老人福祉センター空調機器更新工事2,399万1,000円を計上いたしました。

補正理由としましては、佐屋老人福祉センター北館の1階、2階の空調機器が相次いで故障したため早期に復旧し、利用者に快適な環境を提供するためでございます。

以上で、令和6年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

ここで精読期間を設けたいと思いますが、要りますか。

〔「はい、お願いします」の声あり〕

それでは、暫時休憩といたします。

午前11時36分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、議案第25号について質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

支出のほうの基金繰入金で公共事業整備基金が使われるわけなんですけど、この基金がつくられた当初は、施設の統廃合とか、そういった長寿化とか、そんなものに利用するというのでつくられたと思うんですが、今回、この空調の工事等で使うということで説明がありました。が、その理由について、この基金の使い道は今どんなものに広がってきているのか。最初つくったときは、そういったことで説明を受けてきておりますが、これは今、どの程度までこの基金を使っているいろんなことができるようになってきているのか、その範囲ですね。本来ならば、きちんと一般会計なり何なり当初予算で取ったりとかしていくべきものだと思うんですが、どういったときに使うことになっているのか教えていただきたいと思います。

それからあと、佐屋のこの空調についてですが、いつ頃設置されたものであり、いつこの故障が見つかったのかについて、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

公共事業の整備基金の目的でございますが、こちらは条例のほうで公共事業の整備を図るための基金として使われておりまして、今回の老朽化対策としてこちらの基金からの充当を考えているところでございます。以上でございます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

空調につきましては、前は平成17年度に更新をしております。今回の故障の時期ですが、令和5年12月に1階部分、令和6年1月に2階部分が故障しました。以上です。

○7番（吉川三津子君）

公共施設のこの基金ですけれども、老朽化対策で使うんだということで、そのお言葉は分かるんですけども、老朽化といっても100万、200万の老朽化も基金を使うのか、そういったところで金額的な範囲とか、そういったものを決めてされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それからこの令和5年とか修理がされたということですが、今、空調設備とかいろんな設備ごとに、何年たっていて、いつ頃もう使えなくなりそうだなというような管理はされているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

基金の利用の関係でございますけれども、活用の関係でございますが、こちらは施設の及び設備の比較的大きな事業について活用を考えております。以上でございます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

空調機器は、メーカー推奨期間はおおむね15年ということは聞いておりますが、今回、次期更新時期を令和7年度予定はしてございました。通常は空調の保守点検業者に見ていただいておりまして、今回経年劣化の指摘というのはありましたが、特に今回、原因となった室外機についての指摘は異常なしという報告は受けてございました。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

真野議員。

○5番（真野和久君）

今回、北館1・2階の空調設備が故障ということですが、一つは、もうちょっと具体的に、今の佐屋の老人福祉センターの空調の在り方、例えば全館なのかどうなのかという話と、それから故障が室外機という話でしたが、その辺のちょっと状況についても教えていただきたいというのが1つ目です。

あと、先ほど故障したのが昨年の12月と今年の1月ということで、まだまだ寒い時期だったんですけども、今まだなかなか暖房等必要な状況だとは思いますが、その辺りの対応をどういうふうにしてきたのかというのが2点目の問題です。

それから多分早急に更新しないとこの夏を迎えていくということで、全額基金、基金といえど結構約2,400万円ですので結構大きな額を使うわけですが、いわゆる国や県等から助成金とか交付金とか、そうしたものが使えないのか、そうしたことについての状況についてもお尋ねをしたいというふうに思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず1点目の空調の在り方なんですが、現在は北館1階で1系統の空調設備、2階でも1系統ということで、それぞれ室外機が複数台設置してあります。

その室外機なんですが、今回はもう年数がたっておりまして、メーカーの部品もなく、修理が空調機だけでは利かないということで、全館見直しの方針ということでさせていただきます。

また、寒さ対策なんですけれども、現状は石油ファンヒーターと石油ストーブを配備し、できる限りの対策をしています。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

財源の国・県のございすけれども、こちらのほうは修繕の関係の国・県の補助についてはないものと理解しております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

一つ確認なんですけれども、メーカーにもう部品がないということですが、そうすると、メーカーの推奨期間は15年というところからも考えて、今もう既に部品がないというのは、ちょっとどうなのかなと思うんですけど、その辺りはもう完全に駄目なんだということなんですか。

○保険福祉部長（人見英樹君）

そうですね、メーカー保証の15年がもう今過ぎている状況で、少し長く使っていた状況なんですけど、特にこれといった異常がないということで使っておりました。ただ、今回、当然室外のみでの更新であれば経費も安く済みますので、その辺りは確認していたんですけど、やはりメーカー側としては推奨期間を過ぎていることもあって、部品がないということだとこちらは認識しております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、歳入についてですが、2,399万1,000円ということで、少額であっても結構施設に対しては起債を起こしていくというところが今の運用かと思っていたんですが、例えば緊急減災・防災起債とか起債を起こして修繕をしていくということは検討したのかどうか1点です。

あと、もう一点は老人福祉センターですけど、今1系統で、北は1系統、南は1系統で、令和5年の12月と令和6年の1月に故障が見つかったということなんですけど、故障が見つまっているにもかかわらず令和7年の予定にしていたということだというふうな理解をしたんですけども、佐屋老人福祉センターは1階部分ロビーがありますし、当然脱衣所がありますし、そういう様々なところがあるわけですが、ここの1階室外機3台、室内機8台ということですけど、この室外機3台、室内機8台というのは、ロビーも含めてそれは網羅されるものなのか、2階についても同じ室外機6台、室内機8台というそういう説明がありますけれども、どこにこの8台つけて、全館がちゃんと廊下まで含めて空調が効くのかということについて確認させていただきます。お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

今回の補正予算の財源につきましては、事業の内容と基金の趣旨に鑑みまして基金の活用をするものでございます。以上でございます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず故障して、その後の対応ということなんですけど、当初は1階空調機が故障したときには当初予算計上というのを検討しておりましたが、続けて2階の故障もしたということもあって、対応方法を再検討を余儀なくされまして、設計が間に合わなかったのが、今回補正ということをお願いをしております。

それで、室外機、室内機の関係なんですけれども、今まではビルトイン形式の天井にはめ込まれたような形で、1階1系統、2階で1系統という配管の系統でありましたが、今回は部屋ごとで個別で管理をする天井吊り下げ型のタイプにして今後も対応していきたいと考えています。以上です。

○4番（河合克平君）

起債の検討をして起債を行わなかったという理解でいいのか、もともと基金しか検討していなかったのか、そのことについて答えていただいていけませんので、ぜひ答えてください。

あと、各部屋のビルトインということですけど、そうすると廊下とかロビーとか、1階には広いロビーがありますし、そういう空調はどうなるんですか。2階も廊下がありますし、階段もあるし、階段は暑くて部屋に入らないと涼しくならない、そういう更新になるという理解でいいですか。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほども若干申し上げましたが、今回の事業の内容と基金の趣旨に鑑みまして、起債ではなく基金の活用を選択したものでございます。以上でございます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

階段部分につきましては、ホールの室内機のほうがカバーをするという形になります。1階については、ホールが大部分を占めておりまして、そのホールのところどころにその吊り下げ型の個別のエアコンを設置して対応していくということでありまして。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

1点だけすみません。

個別施設計画のほうでは空調換気設備がCというランクですけど、これとは全く違うことですか、今回の空調設備ということですけども、その辺確認させてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

空調についてはメーカー推奨期間を過ぎているというところでCということでありまして。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

今回その空調設備を整備するというので、空調機器ですね、更新ということですけども、空調換気設備というのはまた違う設備のことなんですか、これがCという形に載っていますけれども、これを含めて見直さないとか、劣化について、劣化が見られ補修等対応な状態ということがCになっていますけど、この辺りどういうふうになっていますか。

○保険福祉部長（人見英樹君）

施設全体の空調設備のことです。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・委員会付託の省略について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第24・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第25号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第25号につきましては委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第25号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第25・議案第25号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

御意見なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第26・発議第1号：愛西市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

それでは、愛西市議会基本条例の一部改正について説明をさせていただきます。

発議第1号、令和6年3月22日、愛西市議会議長・杉村義仁殿、議会運営委員会委員長・近藤武。

愛西市議会基本条例の一部改正について。

愛西市議会基本条例の一部を改正する条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定に伴い、愛西市議会における政務活動費に関し必要な事項を条例で定める必要があるからでございます。

次に、条例案本文の後に添付されております資料で条例の概要を説明いたします。

資料2を御覧ください。

第3. 改正の内容ですが、第7章の第25条として新たに政務活動費の活用目的、活用方法、

使途公開について追加するものであります。

最後に、第4．施行期日については、令和6年4月1日でございます。以上、よろしくお願  
いいたします。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、発議第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を  
省略いたします。

次に、発議第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第27・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査
を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続
審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、
閉会中の継続審査することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第28・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

令和6年3月議会定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

2月26日に開会をいたしました本定例会でございますが、議員各位におかれましては、令和6年度当初予算をはじめ多くの議案に対し、質疑を通じ十分な御審議をいただくとともに、各議案を御議決いただき誠にありがとうございました。

また、一般質問や議案質疑、討論などで賜りました御意見、御提案につきましては、内容を慎重に検討し、今後の市政運営に生かしてまいります。

令和6年度予算につきましては、子育てをはじめとした福祉・教育施策、地域活性化施策、観光施策など、バランスのある総合的なまちづくりに向けた予算編成を行いました。愛西市立中学校に通う生徒の給食無償化支援や中学校体育館への空調整備、子ども家庭センターの設置、ごみ出し困難者に対する支援など、福祉・教育施策の充実を図るとともに、道の駅周辺整備事業や藤浪駅前の広場改修工事、集約的なまちづくり事業など、にぎわい、活力ある快適なまちづくりにも積極的に取り組んでまいります。

また、令和7年の市制施行20周年、令和8年に開催されるアジア・アジアパラ競技大会、道の駅、都市公園のグランドオープンに向け着実に事業を実施するほか、これらのプロジェクトを戦略的、効果的にPRするためシティプロモーションの取組を推進してまいりますので、市民の皆様並びに議員各位の御理解、御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、令和5年度も年度末を迎え、年度途中の退職者も含め18名の職員が退職いたします。市政の発展に多大なる貢献をされた皆様から心から感謝を申し上げますとともに、今後はそれぞれの立場で愛西市のために引き続き御助言を賜りたいと思っております。

そして、この4月からは19名の新規採用職員を迎え令和6年度がスタートいたします。柔軟

な視点、チャレンジ精神を持って職員それぞれが持てる力を十分に発揮し、チーム愛西が一丸となって持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

3月に入ってから連日のように寒さが戻っておりますが、この地域においても桜の開花が徐々に始まり、3月下旬から4月初旬にかけ満開になると予想されております。市民の皆様には4年ぶりに制約がない中での桜の名所や行く春をお楽しみいただけることとなります。議員各位におかれましては、時節柄健康には十分御留意いただき、今後も愛西市政発展のために、より一層のお力添えをお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

これにて令和6年3月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時03分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

杉村義仁

会議録署名議員
第3番議員

中村文武

会議録署名議員
第4番議員

河合克平